

令和 5 年 第 13 回宇城市農業委員会総会議事録

日時：令和 5 年 12 月 11 日（月）

午後 2 時 01 分から午後 2 時 45 分

場所：宇城市役所本館 3 階大会議室

○出席委員

（農業委員）

1 番	村山 安次	2 番	五嶋 一精	3 番	田尻 かほる
4 番	松川 奈保美	5 番	村嶋 政弘	6 番	河野 公明
7 番	橋本 孝博	8 番	山田 哲郎	9 番	坂本 茂義
10 番	百家 美代子	欠番		12 番	欠
13 番	本田 久				

（農地利用最適化推進委員）

中田 修	山本 祐精	松下 潤一
富武 聖一	河野 道也	上田 誠
吉利 健	早川 一伸	中塘 万格人
欠	田中 起代登	澤村 賢治
上村 君博	森田 良光	吉川 勝弘
欠	河島 陽一	野田 眞語
欠	欠	

○欠席委員

農業委員

北岡 誠司

農地利用最適化推進委員

近藤 洋之

竹村 寛治

小田 直之

杉田 雅宏

○事務局出席者：（事務局長）園田 弥生 （審議員）林田 直樹 （主任主事）中山 由里子

議事日程（開議：午後 2 時 01 分）

日程第 1 議事録署名委員の決定について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 議案第 59 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

日程第 4 議案第 60 号 農地法第 5 条事業計画変更承認申請について

日程第 5 議案第 61 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について

日程第 6 議案第 62 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

日程第 7 議案第 63 号 農業経営基盤強化促進事業の実施に伴う宇城市農用地利用集積計画の決定について

開 会 (午後 2 時 01 分) 職務代理者の号令による起立・礼

事務局長 ただ今から令和 5 年第 13 回宇城市農業委員会総会を開会いたします。本日の総会への出席者は、農業委員総数 12 名中 11 名の出席でございますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項及び宇城市農業委員会会議規則第 7 条の規定に基づき、総会が成立することをご報告申し上げます。
開会にあたりまして、百家会長がご挨拶申し上げます。

会 長 こんにちは。12 月に入りまして師走の大変お忙しい中に、ご出席をして頂きましてありがとうございます。先月 11 月 13、14 日と九州沖縄ブロック女性の委員の会の熊本大会がありまして、各団体から千円以上の物品の提供があり女性の大会の中で 344 名の参加がありとても盛大に大盛況に終わったという事を報告しておきます。また、この総会の後に農業会議の松永さんから農業者年金についての研修がありますのでよろしくお願いします。

議 長 それでは、これより令和 5 年第 13 回宇城市農業委員会総会を開催いたします。

日程第 1、議事録署名委員の指名を行います。

署名委員は、会議規則第 15 条第 2 項の規定により、9 番 坂本茂義委員、13 番 本田久委員を指名いたします。

議 長 日程第 2、会期の決定を議題とし、お諮りいたします。

本総会の会期は、本日 1 日と決定したいと思いますが、ご異議のない方の挙手を求めます。

(委員挙手)

議 長 全員挙手です。よって本総会の会期は、本日 1 日と決定されました。

議 長 日程第 3、議案第 59 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を上程し、議題といたします。

議案第 59 号について、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局 議案第 59 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について
次のとおり、許可申請があったので審議を求める。

令和 5 年 12 月 11 日提出 宇城市農業委員会会長 百家 美代子
農地法第 3 条の規定による許可申請について、農地法関係事務処理要領の第 1 の 2 の (1) の規定により、意見を決定するため審議を求める。以上です。

議 長 それでは、各委員から案件についての説明及び現地調査報告をお願いしま

す。調査報告にあたっては、省略することなく他の委員にも状況がわかるように説明をお願いします。

議 長	申請番号 1 番は、	1 番	村山委員より
	申請番号 2 番から 4 番は、	三角 2	山本委員より
	申請番号 5 番は、	4 番	松川委員より
	申請番号 6 番は、	不知火 1	上田委員より
	申請番号 7 番は、	松橋 1	中塘委員より
	申請番号 8 番は、	松橋 5	上村委員より
	申請番号 9 番は、	小川 3	吉川委員より
	申請番号 10 番及び 11 番は、	小川 4	河島委員より
	申請番号 12 番から 14 番は、	13 番	本田委員より

それぞれ説明を求めます。

村山委員 申請番号 1 番について説明します。詳細は記載のとおりです。申請理由は親子間の贈与となっております。受人は取得後においても農地の全てを効率的に利用すると認められ、地域との調和要件にも支障はないと思われることから許可は可能と思います。ご審議よろしくをお願いします。

山本推進委員 申請番号 2 番と 3 番について説明します。2 番と 3 番は関連しております。2 番と 3 番の農地を同一の受人が規模拡大のため売買するものです。申請地は東側と南側に農道を挟んで受人所有の花卉栽培のハウスがあり問題ないと思われれます。

4 番については弟から贈与による所有権の取得です。申請地は以前より受人が管理を続けており問題はないと思われれます。ご審議よろしくをお願いします。

松川委員 申請番号 5 番について説明します。詳細は記載のとおりです。場所は〇〇町松合〇〇地区で〇〇より三角方面へ約 500m 位行った北側の集落です。譲渡人と譲受人は親戚関係で、譲受人は 20 年ほど前からブドウ栽培をされていて、現在も耕作中なので何ら問題ないかと思いますのでご審議の程よろしく願いいたします。

上田推進委員 申請番号 6 番について説明します。詳細は記載のとおりです。場所は〇〇地区の〇〇神社のある堤から〇〇へ続く農免道路を 400m 位あがった所です。三筆の内のくぼ地だけの分筆売買となっております。渡人は高齢で仕事もままならないということで、現在栽培中の〇〇を収穫してからの譲渡となっております。受人は林業を営んでおられ、杉の苗木を栽培する為に土地を探しておられたようです。ひとつ注意する点が苗木が樹木化しないように数年は見守りが必

要になると思われます。ですが、今の所売買に関しては何ら問題ないかと思われます。ご審議の程よろしく申し上げます。

中塘推進委員 申請番号 7 番について説明します。詳細は記載のとおりです。申請理由は、新規就農による売買です。今回、渡人が受人の自宅の南側を売買されるという事で、良い畑ですので〇〇を退職して結構経過されておりますが農業をするという事で新規就農という形になっております。適切に農地として管理する上での機械の保有状況も問題ございませんし、何ら問題ないと思われます。ご審議よろしくお願ひいたします。

上村推進委員 申請番号 8 番について説明します。詳細は記載のとおりです。場所は〇〇から旧〇〇の農免道路沿いにございます。譲受人は昨年から水稻を栽培されてまして、譲渡人につきましては、農家は全然できないという事で管理をしてもらいたいという事で親戚間の贈与というかたちになっています。特に問題ないかと思ひます。よろしくお願ひいたします。

吉川推進委員 申請番号 9 番について説明します。詳細は記載のとおりです。近所の受人が農家をやっているという事でこのまま引き継ぎたいという事です。何も問題ないかと思ひますのでよろしくお願ひいたします。

河島推進委員 申請番号 10 番について説明します。詳細は記載のとおりです。この案件は空き家に付随する農地取得の案件で、受人は母と一緒に空き家を取得する際、空き家に付随している農地も一緒に取得し作物栽培するものです。耕作は同居している申請者の母が主となって、栽培管理を行う計画となっております。なお、取得金額は〇〇〇万円となっておりますが、この金額は住宅地を含む金額となっております。以上です。ご審議の程よろしくお願ひいたします。

続きまして申請番号 11 番について説明します。詳細は記載のとおりです。兄弟間、弟から兄への贈与の案件で申請農地には玉ねぎを栽培する計画となっております。譲受人は家族 6 人で水稻、葉タバコ、メロン等を栽培している専業農家であり特に問題はないと思われます。以上です。ご審議の程よろしくお願ひいたします。

本田委員 申請番号 12 番について説明します。詳細は記載のとおりです。申請理由は経営規模拡大による売買です。渡人が高齢という事で、隣接する受人との売買になったという事です。農作業に従事する人数、農業機械の所有状況からみて、許可は可能かと思われます。ご審議よろしくお願ひします。

続きまして、申請番号 13 番と 14 番は関連していますので同時に説明します。詳細は記載のとおりです。申請理由は経営規模拡大による売買です。渡人の農地が隣接する受人の農地に挟まれた農地という事で、効率的に利用したい

という事で売買になったという事です。農作業に従事する人数、農業機械の所有状況からみて、許可は可能かと思われます。ご審議よろしくお願いします。

議 長 ただ今、申請番号 1 番から 14 番について、各委員よりそれぞれ説明がありましたが、案件について何か質問、ご意見はありませんか。発言がある方は挙手の後、指名を受け、起立して発言をお願いします。併せて推進委員にも質問、ご意見をお尋ねします。

議 長 意見も無いようですので、申請番号 1 番から 14 番について承認される方の挙手を求めます。
 （ 委員挙手 ）

議 長 全員挙手です。よって申請番号 1 番から 14 番は、原案どおり承認することに決定されました。

議 長 日程第 4、議案第 60 号「農地法第 5 条事業計画変更承認申請について」を上程し、議題といたします。
 議案第 60 号について、事務局より提案理由の説明及び詳細説明を求めます。

事務局 議案第 60 号、農地法第 5 条許可における事業計画変更承認申請について
 農地法第 5 条許可における事業計画変更承認申請があったので農業委員会の意見を求める。

 令和 5 年 12 月 11 日提出 宇城市農業委員会会長 百家 美代子
 事業計画変更承認を受けるため、農業委員会の議決が必要である。
 続けて内容説明を致します。

 申請番号 1 番につきましては、当初計画者は申請地に農業用倉庫を建築する計画で、農地法第 5 条の許可を令和 5 年 7 月 11 日付けで受けていましたが、転用者が工事を発注する際に、倉庫を建築する場所の指示を誤り、許可を受けていない農地にはみ出して建築してしまい、事業面積が変更になったということで今回の申請となりました。許可を受けてない、追加になった農地については、議案第 61 号で 4 条の申請が出ております。

 周囲の農地や営農上も問題はないと考えられます。ご審議方よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今、申請番号 1 番について事務局より説明がありましたが、案件について何か質問、ご意見はありませんか。発言がある方は挙手の後、指名を受け、起立して、発言をお願いします。併せて、推進委員にも質問・ご意見をお尋ねします。

議 長 意見も無いようですので、議案第 60 号について承認される方の挙手を求めます。

(委員挙手)

議 長 全員挙手です。よって議案第 60 号は、原案どおり承認することに決定されました。

議 長 日程第 5、議案第 61 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を上程し、議題といたします。

議案第 61 号について、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局 議案第 61 号、農地法第 4 条の規定による許可申請について次のとおり、許可申請があったので審議を求める。

令和 5 年 12 月 11 日提出 宇城市農業委員会会長 百家 美代子
農地法第 4 条の規定による許可申請について、農地法関係事務処理要領の第 4 の 1 の (4) アの規定により、意見を決定するため審議を求める。以上です。

議 長 それでは、委員から案件についての説明及び現地調査報告をお願いします。調査報告にあたっては、省略することなく他の委員にも状況がわかるように説明をお願いします

議 長 申請番号 1 番は、 三角 3 松下委員より
説明を求めます。

松下推進委員 申請番号 1 番について説明します。詳細は記載のとおりです。
申請者は〇〇地区の〇〇歳の果樹後継者で規模拡大により、倉庫建設をする転用申請です。実は 7 月に申請許可を頂きましたが、狭かった為にちょっとはみだして建設しておりますので、追加の申請でございます。以上です。

議 長 ここで事務局より、案件についての農地転用許可の検討事項について説明をお願いします。

事務局 それでは、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明を申し上げます。転用目的等につきましては、先ほど委員から報告がありましたとおりです。申請番号 1 番は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当し、農地区分は第 2 種農地と判断されますので、転用は可能であると思われます。以上です。

議 長 ただ今、申請番号 1 番について委員より説明がありましたが、案件について何か質問、ご意見はありませんか。発言がある方は挙手の後、指名を受け、起立して、発言をお願いします。併せて、推進委員にも質問・ご意見をお尋ねします。

河野委員 はい。

議 長 河野委員をお願いします。

河野委員 始末書はいらないのでしょうか。

議 長 事務局をお願いします。

事務局 それではお答えします。
始末書は添付されておりました。記載の方がもれておりました。
大変申し訳ございません。

議 長 ほかにどなたか意見はございませんか。

議 長 意見もないようですので、議案 61 号について、承認される方の挙手を求めます。
（ 委員挙手 ）

議 長 全員挙手です。よって議案第 61 号は原案どおり承認することに決定されました。

議 長 日程第 6、議案第 62 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を上程し、議題といたします。
議案第 62 号について、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局 議案第 62 号、農地法第 5 条の規定による許可申請について
次のとおり許可申請があったので審議を求める。
令和 5 年 12 月 11 日提出 宇城市農業委員会会長 百家 美代子
農地法第 5 条の規定による許可申請について、農地法関係事務処理要領の第 4 の 1 の（4）のアの規定により、意見を決定するため審議を求める。以上です。

議 長 それでは、各委員から案件についての説明及び現地調査報告をお願いします

す。調査報告にあたっては、省略することなく他の委員にも状況がわかるように説明をお願いします。

議 長

申請番号 1 番は、	不知火 1	上田委員より
申請番号 2 番は、	7 番	橋本委員より
申請番号 3 番及び 4 番は、	松橋 1	中塘委員より
申請番号 5 番は、	松橋 2	近藤委員に代わりまして 事務局より
申請番号 6 番は、	松橋 5	上村委員より
申請番号 7 番は、	9 番	坂本委員より
申請番号 8 番は、	小川 4	河島委員より

それぞれ説明を求めます。

上田推進委員

申請番号 1 番について説明します。転用事由は水田からの駐車場への転用です。渡人は現在、農業はやっておられず別の仕事をされており、対象水田も荒れないように草刈りをするのが精いっぱいという管理状態でした。受入の実家がこの水田の隣にありまして、実家に行く通りの道の道幅が狭く水田の所も段差が 1m ほどありまして、親族と話しあった結果、危険ですのでこの水田を購入したらという話が出て、決定したそうです。近隣の方にも相談された所、その道の奥には〇〇寺というお寺もありまして、もしも駐車場ができたならその貸駐車場を利用したいという事で決定されたそうです。排水路も問題なく作っておられ、何ら問題ないかと思われまます。ご審議の程よろしく願います。

橋本委員

申請番号 2 番について説明します。詳細は記載のとおりです。場所は〇〇町〇〇で〇〇から〇〇にぬける農免道路があります。その通りの〇〇のちょっと上の方で 50m 位行った所にこの土地がありまして、渡人がご病気の為、農業ができない、息子さんもできないという事でキュウリハウスを受人が買われてその資材置場を今度申請されたわけです。受入の息子さん、今、大学生で来年から農業をするという事でこの土地を買われて、ここに農業用機械ハウスを建てるという事で購入されております。何ら問題ありませんのでよろしくご審議お願いします。

中塘推進委員

申請番号 3 番について説明します。詳細は記載のとおりです。転用事由は個人住宅となっております。場所は農免道路〇〇の南側にあたります。渡人の息子さん夫婦が受入となっております。排水同意はとられておりますが、始末書添付は早目に埋め立てて砂利を敷いていた為、始末書添付となっております。何ら問題ないと思われまます。

続きまして申請番号4番について説明します。詳細は記載のとおりです。転用事由は宅地分譲となっております。場所が〇〇の北側にあたります。排水同意はとられており、地図では隣接があるように書かれておりますが、実際そこにはアパートが建っており、隣接はございません。写真をご参照ください。何ら問題ないと思われます。ご審議よろしくお願ひいたします。

事務局

申請番号5番について説明します。転用者は、〇〇の組み立て加工などを行う法人で、転用目的は、工場・倉庫及び駐車場です。事業拡大に伴ひ工場及び資材倉庫を増設するにあたり、利便性や維持管理がしやすいことから、現会社の道向かいである本申請地を選定されました。隣地に、農地はなく、排水同意も取られており、何ら問題ないと思われます。

上村推進委員

申請番号6番について説明します。詳細は記載のとおりです。本案件は〇〇町の〇〇が譲受人で、面積が3,000㎡を超えていますので、これは開発許可が県の許可まで必要となります。現地を確認した結果、特に問題はございません。隣接同意はとられてないんですけども、取るようにという形で探してくださいと、亡くなられているのでわからないということだったんですけども探して下さいという事で依頼はしております。その後確認はとれておりませんけども、隣接同意はとりますという返事は頂いております。区長さんの排水同意はとれております。場所ですけども、〇〇号線、〇〇線の〇〇の隣になります。後は特に問題はございません。以上です。ご審議の程よろしくお願ひいたします。

坂本委員

申請番号7番について説明します。詳細は記載のとおりです。転用事由は個人住宅となっております。場所は〇〇町の〇〇小学校、〇〇駅の西にございますけども、それから西へずっと行った所の〇〇の住宅街の中でございます。そこがございますけども、現在、貸人の住宅が建っております。これが道から一番奥の方に建っており、手前の方に昨年まで畑を作られておりましたけども、そこに今回住宅を建てると、おそらく今までの宅地の方と今度の畑を使つての新しい家になると思ひます。奥さんでございます借人との賃貸で申請をするということです。排水同意もとられており、近所とも元々住宅がございますので何ら問題ないと思ひます。それと当初から、泥を盛つて畑を作つておられた関係で始末書添付となりますので、ご審議の程よろしくお願ひいたします。

河島委員

申請番号8番について説明します。詳細は記載のとおりです。転用事由は個人住宅です。場所は〇〇町〇〇から〇〇に通じる〇〇に交ひります〇〇の袂でございます。受人は今回地元へ帰ひ、実家の隣接地に住まいを構へる計画となっております。集落内にある農地で隣接同意書、排水同意書も添付されておひ特に問題ないと思われます。ご審議の程よろしくお願ひいたします。

議 長

ここで事務局より、案件についての農地転用許可の検討事項について説明をお願いします。

事務局

それでは、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明を申し上げます。転用目的等につきましては、先ほど委員から報告がありましたとおりです。

申請番号1番及び8番は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当し、農地区分は第2種農地と判断されますので、転用は可能であると思われます。

申請番号2番は、10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある第1種農地ではありますが、農業用施設へ転用されるものであり、第1種農地の不許可の例外に該当し、転用は可能であると思われます。

申請番号3番及び7番は、10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある第1種農地ではありますが、集落に接続して転用されるものであり第1種農地の不許可の例外に該当し、転用は可能であると思われます。

申請番号4番は、都市計画法に規定する用途地域が定められた農地に該当し、第3種農地と判断されますので転用は可能であると思われます。

申請番号5番は、10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある第1種農地ではありますが、既存施設の面積(〇〇〇〇㎡)に対して、拡張する面積(〇〇〇〇㎡)が2分の1以下であり、第1種農地の不許可の例外に該当し、転用は可能であると思われます。

申請番号6番は、10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある第1種農地ではありますが、国道〇〇〇号線の沿道の区域で、流通業務施設へ転用されるものであり、第1種農地の不許可の例外に該当し、転用は可能であると思われます。以上です。

議 長

ただ今、申請番号1番から8番について説明がありましたが、案件について何か質問、ご意見はありませんか。発言がある方は挙手の後、指名を受け、起立して、発言をお願いします。併せて、推進委員にも質問・ご意見をお尋ねします。

議 長

何か意見はありませんか。

議 長

意見もないようですので、申請番号1番から8番について、承認される方の挙手を求めます。

(委員挙手)

議 長

全員挙手です。よって議案第62号の農地法第5条の規定による許可申請について、申請番号1番から8番は原案どおり承認することに決定されました。

議 長 日程第 7、議案第 63 号「農業経営基盤強化促進事業の実施に伴う宇城市農用地利用集積計画の決定について」を上程し、議題といたします。

議案 63 号について、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局 議案第 63 号、農業経営基盤強化促進事業の実施に伴う宇城市農用地利用集積計画の決定について

次のとおり農用地利用集積計画案について、審議を求める。

令和5年12月11日提出 宇城市農業委員会会長 百家 美代子
農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による農地利用集積計画（利用権設定）について、基盤強化法の基本要綱の第9の3の(1)の規定により農用地利用集積計画案を決定するため、審議を求める。

議 長 議案の賃貸借権設定、使用貸借権設定については、各委員に送付してありました総会議案により確認してきておられると思いますので、案件ごとの説明は割愛させていただきます。それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案の 28 ページから 30 ページをご覧ください。

今月は、農業公社が買い入れるのが 3 件、農業公社が売り渡すのが 1 件です。面積は、4 件すべて地目は田となり、面積は 32,388 ㎡です。売買価格は総会議案記載のとおりとなっております。

ご審議方よろしく願いいたします。

議 長 それでは、各案件について、何か質問、ご意見はありませんか。発言がある方は挙手の後、指名を受け、起立して、発言をお願いします。併せて、推進委員にも質問、ご意見をお尋ねします。

議 長 意見もないようですので、議案第 63 号について、承認される方の挙手を求めます。

（ 委員挙手 ）

議 長 全員挙手です。よって議案第 63 号は、原案どおり承認することに決定されました。

議 長 それでは最後に、農地形状変更届について事務局より報告をお願いいたします。

事務局 農地形状変更届につきましては、現地確認後、現地確認通知書を送付しておりますので、総会議案をもって報告とさせていただきたいと思います。以上で

す。

議 長 これは報告案件ですので、了解をいただきたいと思います。

議 長 以上で本日の日程は全て終了いたしました。
これをもちまして、令和5年第13回宇城市農業委員会総会を閉会いたします。
慎重なご審議、ありがとうございました。

閉 会 (午後2時45分) 職務代理者の号令による、起立、礼。